

社会福祉法人礼文福祉会特別養護老人ホーム礼宝園運営規程

(施設の目的)

第1条 特別養護老人ホーム礼宝園は、介護保険法第86条に基づいて指定された介護老人福祉施設（以下「当指定介護老人福祉施設」という。）であることから、同法の目的に沿った施設サービス計画に基づき、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会通念上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当指定介護老人福祉施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って必要なサービスの提供に努める。

2 当指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 当指定介護老人福祉施設に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行い、従業者に必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名

生活相談員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(3) 介護職員 10名以上

介護職員は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って必要な援助を行う。

また、施設内の清掃をし、常に清潔に保つとともに、入所者の衣類等の洗濯を行い、清潔な衣類を身につける事が出来るよう努める。

(4) 医師 1名、看護職員 1名以上

医師又は看護職員は、常に入所者の健康に注意し、必要に応じて健康保持のため適切な措置を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又その減退を防止するための訓練を行う。

(6) 管理栄養士又は栄養士 1名以上

栄養士は、入所者の栄養並びに心身の状態及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に努める。

(7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の作成を行う。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、職員に対してその分掌する以外の事務について、その緩急繁閉に応じて互いに協力させることができる。

(入所定員)

第4条 当指定介護老人福祉施設の定員は30名とする。

(入所者に対するサービスの内容及び利用料、その他の費用の額)

第5条 入所者に対し、入浴、排泄、離床、着替え、整容、食事の介助、相談及び援助、社会生活の便宜の供与、機能訓練、健康管理についてサービスを提供し、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、介護保険負担割合証に記載のある利用者負担の割合により金額を負担する。

また、その他の費用の額は次のとおりとする。ただし、食事の提供及び居住の提供について、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載されている金額を負担する。

(1) 食事の提供

食材費及び調理費用として 1日につき 1,445円

(2) 居住の提供

個室 室料及び水道光熱費として 1日につき 1,171円

多床室 室料及び水道光熱費として 1日につき 855円

(3) 特別な食事の提供

契約者の希望により提供した特別な食事費用（お酒を含む）

実費（それに要した費用額）

(4) 理美容サービス

月1回の理容師・美容師の出張による理美容サービス費用

① 整髪1回あたり2,000円（パーマを利用する場合は別途料金とする。）

② 顔そり1回あたり500円

(5) 貴重品の管理サービス

施設の指定する金融機関に預け入れている預金及び印鑑、有価証券、年金証書等の貴重品管理サービス費用

1日につき50円

(6) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等の契約者の日常生活に要する費用（おむつ代は除く）で
ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用

実費（それに要した費用額）

(施設利用に当たっての留意事項)

第6条 入所者は、相互の親睦に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、指定された場所以外での喫煙をしないこと。
- (2) けんか、口論、泥酔、とばく等他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 医師の行為を拒否し、又は職員の指示に反した行為をしないこと。
- (4) その他、施設の管理運営に支障をきたすような行為をしないこと。

(非常災害対策)

第7条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第8条 当指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備若しくは飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。更に、施設において感染症の発生又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。

(協力病院)

第9条 当指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院及び協力歯科医療機関を定めるものとする。

(掲 示)

第10条 当指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第11条 当指定介護老人福祉施設の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当指定介護老人福祉施設の従事者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 当指定介護老人福祉施設が居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書等により入所者の同意を得ておくこと。

(広 告)

第12条 当指定介護老人福祉施設についての広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものにしない。

(利益供与及び利益收受の禁止)

第 13 条 当指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当指定介護老人福祉施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。また、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当指定介護老人福祉施設から退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理等)

第 14 条 当指定介護老人福祉施設は、第 5 条に基づいて提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付のための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。

2 当指定介護老人福祉施設は、第 5 条に基づいて提供したサービスに関し、法第 23 条の規程に基づいて市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示を求め、又は当該市町村の職員から質問若しくは紹介があった場合は、これ応ずるとともに、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

3 当指定介護老人福祉施設は、第 5 条に基づいて提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規程に基づく調査に協力するとともに、国保連から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

また、道社協に設置された「北海道福祉サービス運営適正化委員会」においても同様とする。

(地域との連携等)

第 15 条 当指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めることとする。

(会計の区分)

第 16 条 当指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 17 条 当指定介護老人福祉施設は、従事者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。また、入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存することとする。

(緊急時における対応方法)

第 18 条 生活相談員等は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第 19 条 当指定介護老人福祉施設は、入所者に対する介護事故を未然に防ぐよう努力し、指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、入所者の家族や関係市町村に連絡を行うこととする。

2 当指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(損害賠償)

第 20 条 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(身体的拘束の禁止)

第 21 条 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。